# 令和９年度（2027年度）保育所等入所のご案内




東庄町健康福祉課子育て支援係

電　話 0478−79−0792（直通）

ＦＡＸ 0478−80−3112

メール ken.kosodate@town.tohnosho.lg.jp

所在地 東庄町石出2692−4


東庄町ホームページ

施設情報（ここdeサーチ）

※掲載されている内容は令和8年10月時点の情報で、今後変更になることがあります。





| | | |
|---|---|---|
| 1. | 保育施設の種類 | P3 |
| 2. | 保育の必要性の認定 | P3 |
| 3. | 保育必要量・保育時間について | P3 |
| 4. | 保育の必要性の事由 | P4 |
| 5. | 応募資格・クラス年齢について | P4 |
| 6. | 申請から入所までの流れ | P5 |
| 7. | 申請の受付期間 | P5 |
| 8. | 申請に必要な書類 | P6 |
| 9. | 申請に関する留意事項 | P7 |
| 10. | 広域利用について | P9 |
| 11. | 保育料（利用者負担額）等について | P10 |
| 12. | 保育料（利用者負担額）等に関する留意事項 | P11 |
| 13. | 東庄町の保育所一覧 | P11 |
| 14. | よくある質問 | P13 |
| 15. | その他参考資料<br>●令和8年度東庄町保育所保育料基準額表<br>●提出書類記入例（申込書・調査票・就労証明書・口座振替届出書）<br>●東庄町こども誰でも通園制度<br>●提出書類チェックリスト | P15～ |

## 1.保育施設の種類

保育所（園）、認定こども園、幼稚園（以下、「保育所等」といいます。）とは、保護者の就労や疾病等の理由のために、日々ご家庭において保育することができない小学校就学前までのお子様を保護者に代わって保育することを目的とした施設です。

| 主な施設 | 内容 | 対象年齢 |
|---|---|---|
| 保育所（園） | 就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設 | 0歳児から5歳児 |
| 認定こども園 | 幼稚園と保育所（園）の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設 | 0歳児から5歳児（注1） |
| 幼稚園（注2） | 幼児期の教育を行う施設 | 3歳児から5歳児 |

（注1）町内にある「こじゅりんこども園」については5歳児のみが対象です。
（注2）現在、町内に幼稚園はございません。

## 2.保育の必要性の認定

保育所等の利用を希望する場合は、お子様の年齢に応じた保育を必要とする認定（以下、「保育認定」といいます。）を受ける必要があります。

| 認定区分 | 対象児童 | 利用できる施設 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 保育所（園） | 認定こども園 | 幼稚園 |
| 1号認定 | 満3歳以上で教育を希望する方 | | ○ | ○ |
| 2号認定 | 満3歳以上で「保育の必要性の事由」があり、保育を希望する方 | ○ | ○ | |
| 3号認定 | 満3歳未満で「保育の必要性の事由」があり、保育を希望する方 | ○ | ○ | |

## 3.保育必要量・保育時間について

保育認定を行う場合、同時に「保育必要量」の認定を行います。保育必要量には「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。保育標準時間の場合は、1日に最大11時間までの範囲、保育短時間の場合は、1日に最大8時間までの範囲で利用可能となります。

<table>
<tr><td>延長保育</td><td colspan="2">保育標準時間（11時間）</td><td>延長保育</td></tr>
<tr><td colspan="2">延長保育</td><td colspan="2">保育短時間（8時間）</td><td>延長保育</td></tr>
</table>

保育時間については、保育所ごとに定めていますが、勤務の都合等で延長保育が必要な場合は保育所等にご相談ください。保育所等の開所・閉所時間についてはP11「東庄町の保育園一覧」をご覧ください。
※新規入所児童については、「慣らし保育」を実施します。慣らし保育の期間は、年齢やこれまでの保育所等の経験、保育所等の方針等により異なり、通常の保育よりも短い時間で保育をすることになるため、お迎えの時間を早めて来ていただく期間になりますのでご協力をお願いします。

## 4.保育の必要性の事由

2･3号認定で保育所等を利用するには、父･母いずれもが下記のいずれかに該当し、保育が必要であることが条件となります。下記事由や就労時間等により、保育必要量を認定します。

<table>
<tr><th rowspan="2">事由</th><th colspan="2">保育必要量</th><th rowspan="2">認定基準</th></tr>
<tr><th>標準時間</th><th>短時間</th></tr>
<tr><td>就労</td><td>○<br>月120時間<br>以上</td><td>○<br>月120時間<br>未満</td><td>48時間以上就労していることを常態としている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">妊娠･出産</td><td>○</td><td>○※</td><td rowspan="2">期間は原則として産前2ヶ月から産後2ヶ月までです。<br>（例）出産予定日が7月5日の場合、5月から9月末までが認定の期間です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※希望により短時間も可</td></tr>
<tr><td>疾病･障害</td><td rowspan="3">○</td><td rowspan="3">○</td><td>保護者が病気にかかっている、負傷している、心身に障害がある場合</td></tr>
<tr><td>介護･看護</td><td>同居、長期間入院している親族を常時介護、看護している場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害復旧</td><td rowspan="2">保護者が火災、風水害等の被害に遭い、その復旧に当たっている場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">※保護者の必要量による</td></tr>
<tr><td>求職活動</td><td></td><td>○</td><td>現在求職活動中または入所後に求職活動をする場合<br>※認定期間は原則入所から3ヶ月まで</td></tr>
<tr><td>就学</td><td>○<br>月120時間<br>以上</td><td>○<br>月120時間<br>未満</td><td>保護者が学校、職業訓練校に在学している場合</td></tr>
<tr><td>育児休業</td><td></td><td>○</td><td>保護者が育児休業中の場合<br>※認定期間は育児休業が終了するまでです。</td></tr>
</table>

## 5.応募資格･クラス年齢について

入所希望月の1日時点で住民登録が本町にある方（入所希望月の1日までに東庄町に転入することが確実な方を含む。）で、2･3号認定の場合は「保育の必要性の事由」に該当し、保育所等での保育を希望される方が対象です。

| クラス年齢 | 児童の生年月日 |
|---|---|
| 0歳児 | 令和8年4月2日以降 |
| 1歳児 | 令和7年4月2日から令和8年4月1日まで |
| 2歳児 | 令和6年4月2日から令和7年4月1日まで |
| 3歳児 | 令和5年4月2日から令和6年4月1日まで |
| 4歳児 | 令和4年4月2日から令和5年4月1日まで |
| 5歳児 | 令和3年4月2日から令和4年4月1日まで |

## 6. 申請から入所までの流れ

①保育所等への事前見学

申請前までに、入園希望の園へ見学を推奨しています。第1希望の園に入れない可能性があるため、申込先が多数ある場合には、1つの園だけではなく、可能な範囲で複数の園へ見学をお願いします。
※園によって利用可能時間や土曜保育の実施有無などに違いがありますので、希望先を決定する際には各園にご確認ください。



②保育利用の申請書等の提出

申請は、東庄町保健福祉総合センター窓口で受け付けます。
※開庁時間は平日8:30から17:15です。



③教育・保育給付認定及び利用調整

家庭において保育が困難な状況を審査し、保育所等の利用の可否を決定します。町では、公正な審査を行うため、保育認定の事由等を基礎にした点数制により、点数の高い児童を優先し利用決定をしています。第1希望の保育所等を利用できない場合は、第2希望以降の保育所等で調整を行います。



④教育・保育給付認定及び利用調整結果のご連絡

保育所等の利用承諾書と支給認定証を保護者宛へ送付します。その後、内定した園から入園説明会・健康診断・入園式等の日程のご案内が届きます。



⑤保育所等の利用開始

## 7. 申請の受付期間

**●令和9年4月からの利用開始を希望される場合**

| 受付期間 | 結果の通知時期 |
|---|---|
| 令和8年11月16日（月）から11月30日（月）まで | 令和9年1月中旬ごろ郵送予定 |

※利用調整の結果、保育所等の受け入れ枠に空きがある場合は、随時受付を行います。

**●年度途中（4月以外）での利用開始を希望される場合**

| 受付期間 | 結果の通知時期 |
|---|---|
| 入所希望月の前月10日（10日が土日祝の場合は翌開庁日）<br>（例）令和9年7月入所希望の場合→令和9年6月10日まで | 入所希望月の前月中旬ごろ郵送予定 |

※申請は年度ごとに必要なため、令和9年4月と令和8年12月から令和9年3月までの利用申請を同時に希望される場合は、令和9年度と令和8年度分の申請書・提出書類をご提出ください。

## 8.申請に必要な書類

**●必ず提出が必要な書類**

| | 書類名 | 注意事項 |
|---|---|---|
| ① | 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用申込書（所定の様式） | ・申請児童につき1部ずつ必要です。 |
| ② | 東庄町施設（事業）利用に係る調査票（所定の様式） | |
| ③ | 保育の必要性の事由に応じた証明書類（下記参照） | ・父、母、65歳未満の同居家族分必要です。<br>・住民票上、世帯分離していても同住所であれば同居とみなします。 |

**●保育の必要性の事由に応じた証明書類**

| 事由 | | 必要な書類 | 注意事項 |
|---|---|---|---|
| 就労 | 下記以外 | ●就労証明書（所定の様式） | ・就労先からの証明が必要です。（証明日が提出日の3ヶ月以内のもの） |
| | 個人事業主 | ●就労証明書（所定の様式）<br>●営業許可証・開業届・確定申告書のいずれかの写し | ・個人事業主・農業従事者の方はご自身で就労証明書をご記入ください。<br>・株式会社・有限会社等の代表の場合、就労証明書以外の添付資料の写しは提出不要です。 |
| | 農業従事者 | ●就労証明書（所定の様式）<br>●確定申告書の写し | |
| 妊娠・出産 | | ●母子手帳の写し（出産予定児童のもの） | ・母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページをご用意ください。 |
| 疾病・障害 | | ●申立書（所定の様式）<br>●診断書・身体障害者手帳・療育手帳・自立支援医療受給者証等のいずれかの写し | ・診断書は申込日より3ヶ月以内に発行され、原則保育が必要な期間が明記されたものです。<br>・有効期限までの利用決定となるため、期限内に更新し、新しい診断書を提出してください。 |
| 介護・看護 | | ●申立書（所定の様式）<br>●介護・看護を必要とする方の診断書・身体障害者手帳・療育手帳・自立支援医療受給者証等のいずれかの写し | |
| 災害復旧 | | ●罹災証明書 | |
| 求職活動 | | ●提出書類なし | ・入所3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。 |
| 就学 | | ●入学許可証または学生証<br>●時間割等の就学時間が確認できるもの | ・3月に卒業予定の方は4月以降の証明書類も提出してください。 |
| 育児休業 | | ●就労証明書 | ・育児休業期間が記載されているものを提出してください。 |

**●状況に応じて必要な書類**

| | 書類名 | 注意事項 |
|---|---|---|
| ④ | 第3子以降の児童が入所するとき<br>〇第3子以降の利用者負担額等軽減申請書（所定の様式） | ・3歳未満→保育料免除<br>・3歳以上→副食費免除 |
| ⑤ | 令和9年4月1日において入所する児童が3歳未満のとき<br>〇東庄町特定教育・保育施設に係る利用者負担預金口座振替届出書（町内金融機関+京葉銀行を希望の場合）（所定の様式）<br>〇自動払込利用申込書（ゆうちょ銀行を希望の場合）（所定の様式） | ・金融機関窓口で金融機関確認印が押印されているものを提出してください。 |
| ⑥ | 令和8年1月1日で町外に住民登録がある方（4～8月入所希望）<br>〇令和8年度の（非）課税証明書の写し<br>令和9年1月1日で町外に住民登録がある方（9～3月入所希望）<br>〇令和9年度の（非）課税証明書の写し | ・①申込書にマイナンバーを記載していただくことで省略が可能です。 |
| ⑦ | 令和8年1月1日で海外に住民登録がある方<br>〇令和7年中の勤務先発行の海外での収入・所得を証明する書類<br>令和9年1月1日で海外に住民登録がある方<br>〇令和8年中の勤務先発行の海外での収入・所得を証明する書類 | |
| ⑧ | 町外へ単身赴任の方<br>〇単身赴任先の市町村で発行される（非）課税証明書の写し | |
| ⑨ | ひとり親家庭・ひとり親家庭に準ずる場合（離婚裁判・調停中等）の場合<br>〇児童扶養手当証書の写し<br>〇離婚裁判・調停中であることを証明する書類<br>（例）調停期日呼出状・家庭裁判所における事件係属証明書等の写し | |
| ⑩ | 児童または児童と同一生計の方が障害者手帳等を所持している場合<br>〇障害者手帳等の写し | |
| ⑪ | 町外から転入予定で申請する場合<br>〇転居先がわかる書類<br>（例）賃貸契約書・売買契約書等の写し | ・利用希望月の1日までに本町へ住民登録が必要です。 |
| ⑫ | 生活保護を受給している場合<br>〇生活保護受給証明書の写し | |

## 9. 申請に関する留意事項

【全般】

●申請内容に虚偽があった場合は、申請は無効となります。

●受付期間内に提出された証明書での選考となります。証明内容に変更が生じる場合は、随時東庄町保健福祉総合センター窓口でお手続きが必要です。ただし、内定後、入所日までにご提出いただいた証明書の内容に変更が生じる場合は、内定が無効となる場合があります。

●町内と町外の保育所等を同時に希望することはできません。

●お子様の成長や健康面で心配なことについては、保育所等または健康福祉課へ必ず事前にご相談ください。内定後の施設との確認の中で、集団での保育が難しいとなった場合、内定が無効となる場合もあります。

●家庭で保育できる状態になった場合は、保育認定の事由に該当しませんので、退所していただきます。

【転入予定者の申し込み】

●現在、町外在住の方であっても、入所月の初日までに町内に住民登録を行う予定の方は申し込みができます。ただし、入所月の初日において、町内に住民登録がお済みでない場合は、申し込みが無効となります。

【求職活動による入所】

●求職活動を要件として入所した場合、入所後3か月以内に就労の事実が確認できない場合は、原則退所となります。

【入所内定を辞退したい場合】

●利用決定後に利用を辞退する場合は、直ちに「辞退届（所定の様式）」の提出をお願いします。

【保育所等を退所したい場合】

●年度の途中で保育所等の利用をやめる場合は、退所日までに「退所届（所定の様式）」の提出をお願いします。

【申請時の家庭状況等が変更になる場合】

●申請時の家庭状況等が変更になる場合は、「変更申請書（所定の様式）」と理由に応じた「保育の必要性の事由に応じた証明書類」の提出をお願いします。

〇就労先や就労時間の変更により、保育必要量が変わるとき
〇保育の必要性の事由が変わるとき
〇1号認定から2号認定に変わるときなど

【育児休業中の方の利用申請】

●現在、育児休業中で新規で利用申請する場合、入所希望月の翌月1日までに復職することを条件に、利用の申請をすることができます。その場合の事由は「就労」となります。
（例）4月入所の場合→5月1日までに復職
※就労証明書に育休期間及び復職予定日の記入欄がございますので、雇用先の方に記入をお願いしてください。
●すでに保育所等に入所中の兄姉がおり、保護者が新たに育児休業に入る場合は、「変更申請書（所定の様式）」の提出をすることで、継続して入園が可能となります。

【育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについて】

●ハローワーク等での育児休業給付金の支給対象延長手続き時に必要な書類とされている「保育所等の利用ができない旨の通知」につきましては、健康福祉課で発行する「施設利用保留通知書」となります。
●また、「保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し」も必要です。申請書を町へ提出する前に、必ずご自身でコピー（控え）を取り、保管してください。（提出後の返却やコピー対応は原則できません。）
※P6の8. 申請に必要な書類①「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用申込書」（所定の様式）になります。
●育児休業給付金の延長手続きに関しましては、健康福祉課でお答えすることはできません。勤務先やハローワークへお問い合わせください。

## 10.広域利用について

保護者の勤務の都合等の理由により、他市町村の保育所等を利用することです。広域利用の期間は、当該年度の4月から3月までの1年間です。そのため、次年度も利用を希望する場合は再度申込みが必要です。申請期間が各市町村ごとに異なりますので、お早目にご相談ください。

**①1号認定**

ご希望の施設に直接お申し込みください。

ただし、東庄町に住民登録のある方は、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用申込書」を入所希望月の前月10日までに東庄町保健福祉総合センター窓口に提出していただく必要があります。

東庄町外に住民登録のある方は、住民票がある自治体の保育関係窓口に確認してください。

**②2・3号認定**

**●東庄町に住民登録のある方が町外の保育所等の利用を希望する場合**

| | |
|---|---|
| 利用要件 | 希望する保育所等がある市町村により、条件が異なります。<br>（例）希望する保育所等がある市町村に、保護者の勤務先や祖父母の自宅がある等<br>詳しくは、入所を希望する保育関係施設がある市区町村へお問い合わせください。 |
| 受付場所 | 東庄町保健福祉総合センター窓口 |
| 受付期間 | 入園を希望する保育所等の所在する市町村によって異なりますので、当該市町村へ直接お問い合わせください。 |
| 必要書類 | P6～7申請に必要な書類 ＋ 当該市町村で提出必須の書類 |

**●東庄町外に住民登録のある方が東庄町の保育所等の利用を希望する場合（転入予定を除く。）**

| | | |
|---|---|---|
| 利用要件 | ①保護者のいずれかまたは両方の勤務地が東庄町内の場合<br>②保護者のいずれかまたは両方が東庄町を通勤経路としている場合<br>③東庄町へ里帰り出産をする場合 | |
| 受付場所 | 住民登録のある市町村の担当窓口 | |
| 受付期間 | ○令和9年4月から利用希望の場合 | 令和8年11月30日（月）必着 |
| | ○年度途中から利用希望の場合 | 入所希望月の前月10日必着 |
| 必要書類 | 住民登録のある市町村の担当窓口へ直接ご確認ください。 | |

**③東庄町へ転入予定のある方**

入所希望月の1日までに転入手続きが完了することを前提に、東庄町へ直接申し込みをすることができます。この場合、利用調整は東庄町民と同等に行います。

## 11.保育料（利用者負担額）等について

保育料は、お子様を保育所等において保育するために要する費用の一部を保護者に負担していただくもので、世帯の負担能力に応じて決定することとなっています。

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化がスタートし、3～5歳児クラスの保育料は無償化（無料）となりました。
○食材料費（主食費・副食費）、行事費等一部の費用はこれまでと同様、保護者が負担することになります。
○3歳未満児（0～2歳児）クラスは、無償化後も町が定めた保育料をご負担いただきます。

**●保育料の決定について**

| | |
|---|---|
| 算定根拠 | 各世帯の市町村民税所得割の合計額により決定 |
| 算定期間 | ○令和9年4月から8月分の保育料→令和8年度の市町村民税所得割<br>○令和9年9月から令和10年3月分の保育料→令和9年度の市町村民税所得割 |
| 算定対象 | 原則父母<br>※児童と同居の父母以外の扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者と認められる場合は、その家計の主宰者と父母の税額の合算により決定します。 |
| 通知時期 | ○令和9年4月から8月分の保育料→令和9年3月下旬から4月上旬に郵送予定<br>○令和9年9月から令和10年3月分の保育料→令和9年8月下旬から9月上旬に郵送予定 |

**●保育料の納付について**

| 町内外 | 運営主体 | 園種 | 徴収 | 納付方法 |
|---|---|---|---|---|
| 町内 | 私立 | 保育所 | 東庄町 | 口座振替 |
| 町外（広域利用） | 私立 | 保育所 | 東庄町 | 口座振替 |
| | 私立 | 認定こども園 | 各園 | 各園による |
| | 公立 | 保育所 | 各園 | 各園による |

※東庄町が保育料を徴収する場合、原則として、保育月の翌月末に口座振替となります。（月末が土日祝日の場合は金融機関の翌営業日に引き落としとなります。）（例）令和9年4月分→令和9年5月31日に口座振替

**●口座振替の登録について**

| 提出書類 | 提出場所 | 持っていくもの |
|---|---|---|
| 東庄町特定教育・保育施設に係る利用者負担預金口座振替届出書 | 千葉銀行・かとり農業協同組合・京葉銀行・佐原信用金庫・銚子信用金庫・銚子商工信用組合 | ○預貯金通帳<br>○通帳使用印鑑 |
| 自動払込利用申込書 | ゆうちょ銀行 | |

**●副食費について**

保育所等を利用する3～5歳児の副食費については、実費分として保護者に負担いただきます。お支払いについては各施設での徴収となります。※0～2歳児クラスの副食費については保育料に含まれています。

**●保育料・副食費の軽減について（町独自事業）**

第3子からみて第1子の年齢上限を18歳到達後の3月31日までとし、第3子以降の保育料・副食費を軽減（無料）します。第3子以降の利用者負担額等軽減申請書（所定の様式）の提出が必要です。
※町税に滞納がある（世帯員を含む）または保護者の税が未申告の場合、保育料・副食費は軽減されませんので、保護者様及び同居家族様の税金等の確認をお願いします。

## 12.保育料（利用者負担額）等に関する留意事項

【保育料の算定】

●保育料算定に必要な税額等が確認できない場合（必要書類の不備や未申告の方等）は最高額での決定となります。提出資料等により税額が確認でき次第、保育料の決定を行います。
●保育料の算定対象となっている年度の税額に変更が生じた場合（修正申告を行った方等）は提出資料等により税額が確認でき次第、保育料の再算定を行い決定します。
●住民票の世帯分離により保育料の算定が変わることはありません。
●課税の内容については、健康福祉課ではお答えできません。該当する市町村の税務担当課へお問い合わせください。

【保育料の納付】

●納期限までに保育料の納付が確認できない場合は、督促状を送付するほか文書や電話による催告を行います。納期限までに納めていただくようご協力をお願いします。
●児童手当を保育料へ充当することが可能なため、ご利用の場合はお申し出ください。
●納付義務者の変更、口座振替金融機関の変更、振替預金口座の変更をする場合は、改めて金融機関に口座振替の申し込み手続きをしてください。
●保育料は月の初日時点で保育所等に在籍していると発生します。保育料は月額単価で定められており、原則日割り計算はできませんのでご了承ください。
●振替できなかった場合は、納付書を送付しますのでお支払いをお願いします。納付情報が金融機関から町に届くまで1週間程度を要するため、納期限後に保育料を納めていただいた場合、督促状が送付されてしまうことがあります。

## 13.東庄町の保育園一覧

**●笹川中央保育園**

住　　所：東庄町笹川い4714−235
電　　話：0478−86−0027
入所定員：90名
入所年齢：生後3ヶ月から5歳
保育目標：1.元気にあそべる子
　　2.思いやりのある子
　　3.自分の思ったことをはっきりといえる子
保育方針：集団生活の中で創造性と協調性を養う保育をめざす。



実施する事業
○子育て支援センター（スマイル）
○産休明け保育あり、延長保育、一時保育は個別に相談に応じます。
○こども誰でも通園制度

利用時間　月曜日～金曜日

| 延長保育 | 保育短時間（8時間） | 延長保育 |
|---|---|---|
| 7:00　8:30 | | 16:30　19:00 |

| 延長保育 | 保育標準時間（11時間） | 延長保育 |
|---|---|---|
| 7:00　7:30 | | 18:30　19:00 |

土曜日8:00～17:00（保育短時間・保育標準時間共通）

**●橘保育園**

住　　所:東庄町東今泉2006−1
電　　話:0478−86−0538
入所定員:60名
入所年齢:生後57日から5歳
保育目標:1.元気な声であいさつができる
　　2.良いことと悪いことが判断できる
　　3.友達を大切にする
保育方針:1.やさしい保育
　　2.子供の個性にあった保育



実施する事業
○延長保育は個別に相談に応じます。
○こども誰でも通園制度

利用時間　月曜日～金曜日

| 延長保育 | 保育短時間(8時間) | 延長保育 |
|---|---|---|
| 7:30　8:30 | | 16:00　19:00 |

| 保育標準時間(11時間) | 延長保育 |
|---|---|
| 7:30 | 18:30　19:00 |

土曜日8:00～17:00(保育短時間・保育標準時間共通)

**●神代保育園**

住　　所:東庄町平山1154
電　　話:0478−86−5053
入所定員:40名
入所年齢:生後6ヶ月から5歳
保育目標:『みんな元気でなかよく』
　　1.楽しく生活をしよう
　　2.ひとにやさしくしよう
　　3.元気よく遊びましょう
保育方針:1.日常の安全と健康な生活習慣
　　2.体力をつけ、豊かな心
　　3.社会生活への適応心



実施する事業
○子育て支援センター(なかよし)を実施
○延長保育、一時保育は個別に応じます。
○こども誰でも通園制度

利用時間　月曜日～金曜日

| 延長保育 | 保育短時間(8時間) | 延長保育 |
|---|---|---|
| 7:30　8:00 | | 16:00　19:00 |

| 保育標準時間(11時間) | 延長保育 |
|---|---|
| 7:30 | 18:30　19:00 |

土曜日8:00～17:00(保育短時間・保育標準時間共通)

※延長保育料(各保育所共通)延長保育1時間ごとに100円の料金がかかります。

## 14.よくある質問

| | 質問 | 回答 |
|---|---|---|
| 入所申請関係 | 求職中でも申込みできますか。 | 申請できます。ただし、入所期間は3ヶ月間です。3ヶ月以内に仕事を見つけて就労証明を提出すれば、希望の期間まで延長できます。（職が見つからない場合は退所となります。） |
| | 育児休業からの復職により申込みしますが、復職日はいつまでにすればいいですか。 | 入所希望月の翌月1日までの復職が、申込みの要件となります。慣らし保育等もありますので、就労先とご相談の上調整してください。なお、育児休業中での申込みはできません。また、育児休業からの復職については、就労先に確認する場合があります。 |
| | 現在、保育所等を利用している子がいて、下の子の出産を予定しています。出産後、下の子の育児休業取得を予定していますが、現在利用している子は継続利用できますか。また、継続利用にあたって育児休業期間の上限はありますか。 | 兄姉が保育所等を既に利用していて、出産に伴い育児休業を取得した場合、継続利用は可能です。なお、育児休業期間は1年まで（保育所等に入れない場合は1年半まで）に限り、兄姉の継続入所を認めております。 |
| | 転園申請はどのようにすればいいですか。 | 新規申請と同様で、申込書類一式をご準備いただくこととなります。 |
| | 現在、町外に居住しています。今後町内に転入予定ですが、申し込みは可能ですか。 | 可能です。ただし、入所希望月の1日時点で本町に住民登録が無い場合は申し込みが無効となります。 |
| | 一次募集に間に合わなかったのですが、追加で募集はありますか。 | 一次募集で定員に満たない保育関係施設に限り、随時申請受付を行います。 |
| | 保育関係施設に入所するためには、就労証明書が必須ですか。 | 保育所等は、家庭で保育ができない場合に認定を受けて入所することができます。そのため、保育の必要性を証明する書類が必要となります。仕事のために利用を希望される場合は、申し込み時に就労証明書をご提出ください。また、病気や介護等で入所を希望される場合は、診断書や手帳の写し等を添付してください。 |
| | 65歳未満の同居家族がいる場合、申請に必要なものはありますか。 | 65歳未満の同居家族がいる場合は、父母同様に保育の必要性の事由に応じた証明書類を提出してください。なお、提出されない場合は入所調整時に減点があります。 |
| | 保育関係施設に入所できなかったので、入所保留通知書が欲しいのですが、どのようにしたらもらえますか。 | 4月入所希望申請の場合、審査の結果入所保留となった方全員に、入所保留通知書を送付しています。また、年度途中で申し込みをした方が審査の結果入所保留となった場合は、希望する方に入所保留通知書を送付しています。ご希望の方は、東庄町健康福祉課子育て支援係までお問い合わせください。 |

| | 質問 | 回答 |
|---|---|---|
| 入所調整関係 | 結果はいつ頃分かりますか。 | 4月申込については、令和9年1月中旬に結果を郵送します。令和9年5月から令和10年3月入所は入所希望月の前月中旬頃の結果を郵送します。 |
| | 利用調整はどのような形で実施されますか。 | 申請いただいた就労内容・家庭状況を元に、点数化し、点数の高い順から決定していきます。その上で優先順位の高い方からご案内をさせていただきます。 |
| | 入所が決定した場合は、どのような流れになりますか。 | 結果の通知に決定した保育所等から保護者様宛にをご案内があります。面談等を受け、入所に備えていただきます。 |
| 認定関係 | 労働における保育標準時間認定と保育短時間認定の一般的な判断基準を教えてください。 | 提出された就労証明書から、月の勤務時間（休憩時間を含む拘束時間）と往復の通勤時間を足した時間が父母ともに120時間以上の場合、保育標準時間として認定します。これに満たない場合は保育短時間として認定します。ただし、保育短時間認定となった場合でも、勤務時間が、園の定めるコアタイム（保育短時間の利用時間）を超えてしまうことが就労証明書で確認できる場合やそのほか特別な事情が認められる場合には、申請により保育標準時間への変更を認めています。詳しくはお問い合わせください。 |
| 保育料関係 | 同居の祖父母がいます。保育料の算定基礎となる市町村民税所得割額は同居の祖父母も含まれますか | 原則として父母の市町村民税所得割額の合計額により算定します。ただし、父母とも非課税かつ子および父母が、父母の収入のみで生計を維持していると認められない場合は、同居の祖父母等の扶養義務者のうち、最も収入の多い人の市町村民税所得割額を父母の税額に加えます。なお、この場合、同居の祖父母等と世帯分離しても保育料の算定は変わりません。 |
| | 年度途中で3歳になりましたが、保育料は無料になりますか。 | 4月1日時点での年齢でクラスが決まるため、年度途中で3歳になられた場合であっても、2歳児クラスもなりますので、3歳児クラスになるまでは保育料がかかります。 |
| | 既に入所している上の子の保育料は口座振替しています。今回下の子が新たに入所しますが、下の子について改めて口座振替の手続きが必要ですか。 | 既に入所しているきょうだいが口座振替を利用している場合は、申請時から口座の変更がなければ、新たに入所したお子さんについては、別途口座振替の手続きは必要ありません。 |
| | 口座の支店が東庄町の支店ではありませんが、登録できますか。 | 町外支店の口座をお持ちであっても、町内の支店の窓口で手続きが可能です。 |
| | 納付書が届きました。どこで支払いができますか。 | 町内の金融機関・東庄町役場出納室・東庄町保健福祉総合センター窓口でお支払いいただけます。 |

## 15.その他参考資料

●令和8年度東庄町保育所保育料基準額表

### 令和８年度
### 東庄町保育所保育料基準額表

| 各月初日の入所児童の属する世帯の区分 | | | | 利用者負担額（月額） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 階層 | 定義 | | | 保育標準時間認定 | 保育短時間認定 |
| 1 | 生活保護法に基づく被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給世帯並びに児童福祉法第６条の４に規定する里親である教育・保育給付認定保護者世帯 | | | 0円 | 0円 |
| 2 | 第1階層を除き、前年度分又は当該年度分の市町村民税課税額が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯 | 1人目 | 0円 | 0円 |
| | | | 2人目 | 0円 | 0円 |
| | | | 3人目以降 | 0円 | 0円 |
| 3 | | 所得割課税額48,600円未満 | 1人目 | 15,000円 | 14,700円 |
| | | | 2人目 | 7,500円 | 7,350円 |
| | | | 3人目以降 | 0円 | 0円 |
| 4a | | 72,800円未満 | 1人目 | 21,000円 | 20,600円 |
| | | | 2人目 | 10,500円 | 10,300円 |
| | | | 3人目以降 | 0円 | 0円 |
| 4b | | 72,800円以上97,000円未満 | 1人目 | 24,000円 | 23,500円 |
| | | | 2人目 | 12,000円 | 11,750円 |
| | | | 3人目以降 | 0円 | 0円 |
| 5a | | 97,000円以上133,000円未満 | 1人目 | 33,000円 | 32,400円 |
| | | | 2人目 | 16,500円 | 16,200円 |
| | | | 3人目以降 | 0円 | 0円 |
| 5b | | 133,000円以上169,000円未満 | 1人目 | 35,500円 | 34,800円 |
| | | | 2人目 | 17,750円 | 17,400円 |
| | | | 3人目以降 | 0円 | 0円 |
| 6 | | 169,000円以上301,000円未満 | 1人目 | 45,000円 | 44,200円 |
| | | | 2人目 | 22,500円 | 22,100円 |
| | | | 3人目以降 | 0円 | 0円 |
| 7 | | 301,000円以上397,000円未満 | 1人目 | 48,000円 | 47,100円 |
| | | | 2人目 | 24,000円 | 23,550円 |
| | | | 3人目以降 | 0円 | 0円 |
| 8 | | 397,000円以上 | 1人目 | 51,000円 | 50,100円 |
| | | | 2人目 | 25,500円 | 25,050円 |
| | | | 3人目以降 | 0円 | 0円 |

※保育料を算定する際の税額は、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、電子証明書等特別控除等を含まないものとして算出した額になります。

【保育料の軽減】

1．ひとり親の世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等については、下表の金額になります。2人目以降は無料です。

| 階層 | | 保育標準時間認定 | 保育短時間認定 |
|---|---|---|---|
| 第２階層 | 1人目 | 0円 | 0円 |
| 第３階層 | 1人目 | 7,000円 | 6,800円 |
| 第４a階層 | | | |
| 第４b階層(所得割額77,101円未満) | | | |

2．同時入所等による保育料減額
同じ世帯で２人以上の就学前児童が保育所等を利用している場合の保育料月額は、年齢の高い順から数えて２人目の児童が半額になり、3人目以降は無料です。

3．多子世帯の保育料の軽減
○第２子半額軽減：第３階層～第４a階層(所得割額57,700円未満)で保護者と生計が同一の子や孫等。
○第３子以降無料：第３階層～８階層の保護者と同一世帯の子どもで、**申請が必要です。**
ただし、第３子からみて第１子が18歳到達後3月31日までの年齢であること。

4．３歳児～５歳児クラスの（４月１日現在で３歳以上）児童の保育料等は無料です。
0歳～２歳時クラスの（４月１日現在で３歳未満）非課税世帯に属する児童の保育料は無料です。

●施設型給付費･地域型保育給付費等教育･保育給付認定申請書兼施設（事業）利用申込書（記入例）



令和９年度　申請書類等記入例

① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼 施設（事業）利用申込書

○ 太枠の中をすべてご記入ください。

東庄町長 様

| 申請年月日 | 令和８年11月11日 |
|---|---|
| 保護者氏名 | 東庄 太郎 |

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。また、施設（事業）の利用について申し込みます。

なお、申請にあたっては、施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）の閲覧、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

12桁のマイナンバーをご記入ください。

1．小学校就学前子ども（以下、「児童」）及び保護者について

| | 氏名 | 生年月日 | 性別 | 障害者手帳等の有無 |
|---|---|---|---|---|
| 申請に係る児童 | ふりがな とうのしょう とうこ<br>東庄 塔子<br>個人番号 | R７．４．２ | 男・㊛ | 有・無<br>（　　） |
| 保護者住所 | 東庄町石出2692−4 | 電話番号 | 自宅 047(8×)×××× | |
| | 令和８年１月１日現在の住所（☑町内・□町外） | | 携帯 電話（父） 0××−××××−×××× | |
| 保護者氏名 | 東庄 太郎 | 認定者番号※1 | | |

※1　既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。

障害者手帳、療育手帳等をお持ちの場合はご記入ください。

いずれかに必ず☑をしてください。

2．認定を受けようとする支給認定区分や希望する施設名称等

| | | | |
|---|---|---|---|
| 認定区分（いずれかにチェック☑） | □１号　（幼稚園等の利用を希望する） | | |
| | ☑２号または３号　（保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する） | | |
| 施設名称（町外の場合所在市町村名も併せて記入） | 施設（事業所）名 | 希望理由 | 事業所番号 |
| | 第１希望　○○保育園 | 自宅から一番近いため | |
| | 第２希望　△△保育園 | 父の通勤途中のため | |
| | 第３希望　□□保育園 | 母の勤務先に近いため | |
| 施設等の利用希望期間 | 令和９年４月１日から　令和　年　３月３１日まで | | |

施設名称（保育所名）は複数ご記入いただくことをお勧めします。

説明会資料を参考に記入してください。

希望期間は小学校入学前までを記入してください。

3．世帯の状況

| 区分 | 氏名 | 児童との続柄 | 生年月日 個人番号 | 性別 | 職業 学校名等 | 市町村民税課税の有無 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 児童の世帯員 | 東庄 太郎 | 父 | H10.6.20 | 男 | 会社員 | 有・無 | |
| | 東庄 花子 | 母 | H10.7.10 | 女 | 会社員 | 有・無 | |
| | 東庄 翔太 | 兄 | R4. 3. 3 | 男 | ○○保育園 | 有・無 | |
| | 東庄 友蔵 | 祖父 | S42.9.28 | 男 | 自営業 | 有 | |

（裏　面）

児童の保護者のマイナンバーをご記入ください。

兄弟で保育園に入所している場合は、裏面の「兄弟申込」欄にもご記入ください。（申請中も含む）

世帯（住民票）を別にしていても、同じ家・同じ敷地に住んでいれば同居とみなします。

4．保育の利用を必要とする理由等

| | 続柄 | 理由（保育が必要であることを証明する書類を添付）（該当にチェック☑） | 備 |
|---|---|---|---|
| 保育の利用を必要とする理由 | 父 | ☑就労 □病気・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他（　） | |
| | 母 | ☑就労 □妊娠・出産 □病気・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学<br>□その他（　）　※出産予定 ☑無 □有（予定日 令和　年　月　日） | |
| | 祖父 | ☑就労 □病気・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他（　） | |
| | | □就労 □病気・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他（　） | |
| 希望する利用時間 | 利用希望曜日（○印） | 利用時間区分 | |
| | ㊊㊋㊌㊍㊎土 | □短時間（８時間） ☑標準時間（１１時間） | |
| 家庭の状況 | □ひとり親家庭（事由：　　死亡・　年　月　日） ☑左記以外 | | |
| 現在の保育状況（申込書提出時点） | □保育園、幼稚園に通園している → （名称　　） | | |
| | ☑自宅で親族が保育している → ㊛・父・祖母・祖父・他 | | |
| | □職場へ連れて行く → （職場に保育施設が　有　・　無） | | |
| | □他の施設にあずけている → （名称　　） | | |
| | □他人（知人）にみてもらっている → （　　週　　回・月平均） | | |
| | 別居の親族にみてもらっている → （預け先住所　　） | | |
| | □その他 → （　　） | | |
| 兄弟申込 | □無　☑有（翔太） | | |

出産予定の有無についてご記入ください。

同居している祖父・祖母がいる場合はご記入ください。

いずれかに必ず☑をしてください。

通常の利用希望日に○をつけてください。

兄弟入所がある場合は、ご記入ください。（申請中も含む）

●東庄町施設（事業）利用に係る調査票（記入例）

② 東庄町施設（事業）利用に係る調査票

（表 面）

| 児童氏名 | 東庄　塔子　　令和7年4月2日生 | 保護者氏名 | 東庄　太郎 |
|---|---|---|---|

保護者の状況について該当する部分を記入してください。

保護者の状況（該当する区分に記入 複数可）

| 区分 | | 母親 | 父親 |
|---|---|---|---|
| 1 就労 | 勤務先名または名称（業種） | ○○スーパー | 潮○△□　○○工場 |
| | 就労先住所 | 東庄町◇◇＊＊ | ○○市☆☆５７９－１ |
| | 就労先電話 | ０４７８－８△－△△△△ | ＊＊＊－＊＊＊－＊＊＊＊ |
| | 就労形態 | (常勤)・パート・臨時・日雇・その他（　） | (常勤)・パート・臨時・日雇・その他（　） |
| | 就労開始日 | 令和３年４月１日（就労）就労予定） | 令和３年４月１日（就労）就労予定） |
| | 就労時間等 | ９時００分～16時00分 実働 ６ 時間<br>休日：月火曜休み／週・月 ８ 日休み | ８時30分～17時15分 実働 7．75 時間<br>休日：土日曜休み／週・月 ８ 日休み |
| | 通勤手段等 | 自家用車　片道６分 | 自家用車　片道３０分 |
| 2 妊娠・出産 | 出産予定日 | 令和　年　月　日 | |
| | 産後の予定 | 就労予定（無・有・未定）<br>育休（無・有　～　） | |
| 3 傷病・障害 | 傷病名等 | | |
| | 状況 | 入院・通院・自宅療養・身障（　種　級） | 入院・通院・自宅療養・身障（　種　級） |
| 4 同居親族の介護等 | 傷病人氏名 | （児童との続柄　） | （児童との続柄　） |
| | 傷病名 | | |
| | 状況 | 入院・通院・自宅療養・身障（　）・要介護（　） | 入院・通院・自宅療養・身障（　）・要介護（　） |
| 5 罹災証明書 | 風水害 大災害等 | 被災年月日　年　月　日<br>被害の程度 | |
| 6 求職活動 | 活動状況 | | |

出産の予定がある方は記入してください。
また、育児休業中の方は期間を記入してください。あわせて就労証明書にも記載してもらってください。

| 保護者不在時の連絡先 | 東庄　友蔵 | 住所 | 東庄町石出 2692-4 | TEL ８ｘ－ｘｘｘｘ |
|---|---|---|---|---|

| 現父母の状況 | 区分 | 氏名 | 年齢 | 同・別居 | 住所（別居の場合記入） | TEL | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 父方 | 祖父 | 東庄　友蔵 | 58 | (同)・別 | 東庄町石出 2692-4 | ８ｘ－ｘｘｘｘ | |
| | 祖母 | 東城　うめ | 57 | 同・(別) | 東庄町小南＊＊ | ８ｘ－ｘｘｘｘ | 離別 |
| 母方 | 祖父 | 笹川　茂雄 | 58 | 同・(別) | 東庄町笹川い＊＊ | ８ｘ－ｘｘｘｘ | |
| | 祖母 | 〃　まつ | 57 | 同・(別) | 同　上 | 同上 | |

死亡している場合は、「死亡」。離婚等の後、連絡が取れないなどの場合は、わかる範囲でご記入ください。

| 同居している現父母について（世帯分離していても記入） | | (父方) 母方　祖父 | (父方) 母方　祖母 |
|---|---|---|---|
| | 状況 | (就労)・無職・その他（　） | 就労・無職・(その他)（離別　） |
| | 勤務先名または名称（業種） | 東庄商店<br>（卸売・小売業） | |
| | 就労先住所 | 東庄町笹川い＊＊＊＊ | |
| | 就労先電話 | ０４７８－８＊－＊＊＊＊ | |
| | 就労形態 | 常勤・パート・臨時・日雇・(その他)（自営） | 常勤・パート・臨時・日雇・その他（　） |
| | 勤務時間 | ８時００分～　２０時３０分<br>（休日：　月　曜休み） | 時　分～　時　分<br>（休日：　曜休み） |

（裏 面）

児童の状況（該当する□にチェック）

| | |
|---|---|
| 予防接種の状況 | ☑ヒブ【☑初回１回目 ☑初回２回目 ☑初回３回目 □追加】<br>☑肺炎球菌【☑初回１回目 ☑初回２回目 ☑初回３回目 □追加】<br>☑５種混合【☑１期１回目 ☑１期２回目 ☑１期３回目 □１期追加】<br>☑四種混合【☑１期１回目 ☑１期２回目 ☑１期３回目 □１期追加】 |
| 出産時の状況 | ☑正常 □異常（　） |
| 健診の受診状況 | ☑４・５か月健診 ☑９か月相談 □１才６か月健診 □３才児健診 |
| 健康面 | □継続的な治療を受けているものがある<br>病　名（　）<br>医療機関（　）<br>医師からの指示等（　）<br>☑アレルギーといわれている<br>原　因（そば　）<br>※食物アレルギーの場合は、原因食物を必ずご記入ください。<br>□ぜいぜいしやすい<br>□ひきつけたことがある（最初のひきつけ　才　ヶ月ごろ）<br>□便秘しやすい<br>□下痢しやすい<br>□福祉サービスを受けている（　）<br>□手帳等を交付されている<br>身体障害者手帳（　種　級）　療育手帳（　）　特別児童扶養手当（　級） |
| 生活面・心理面 | □おむつをしている<br>□困ったくせがある（　）<br>□偏食である<br>□言葉の遅れがある<br>☑落ち着きがない<br>☑その他、気になること（近所のお友達と遊んでもすぐけんかをしてしまう） |

母子手帳を参考に記入してください

児童の状況について該当する部分を記入してください。

児童の発育や発達、病気のこと、健診等で助言を受けていることなど、少しでも気になることがありましたら記入してください。

発育や発達、病気のことで伝えておきたいことや、健診等で助言を受けていること等がありましたら、ご記入ください。

同一世帯で下記の手帳及び証書の有無　「有」の場合は、［　］内に児童との続柄をご記入ください。

身体障害者手帳［　］・療育手帳［　］・国民年金の障害基礎年金証書［　］

●就労証明書（記入例）



就労証明書

東庄町長　　殿

記入例

| | |
|---|---|
| 証明日 | 西暦　2024　年　11　月　1　日 |
| 事業所名 | (株)○△□ |
| 代表者名 | 代表取締役　○△□ |
| 所在地 | ○○市○○4715－131 |
| 電話番号 | ***　—　***　—　*** |
| 担当者名 | ○△□ |
| 記載者連絡先 | ***　—　***　—　*** |

企業代表者印が不要となりました。
電話番号は内容を照会させていただく際に必要です。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

| No | 項目 | 記載欄 |
|---|---|---|
| 1 | 業種 | □ 農業・林業　□ 漁業　□ 鉱業・砕石業・砂利採取業　□ 建設業　□ 製造業　□ 電気・ガス・熱供給・水道業<br>□ 情報通信業　□ 運輸業・郵便業　□ 卸売業・小売業　□ 金融業・保険業　□ 不動産業・物品賃貸業<br>□ 学術研究・専門・技術サービス　□ 宿泊業・飲食サービス業　□ 生活関連サービス業・娯楽業　□ 医療・福祉<br>□ 教育・学習支援業　□ 複合サービス事業　□ 公務　□ その他（　　） |
| 2 | フリガナ | トウノショウ タロウ |
| | 本人氏名 | 東庄 太郎　　生年月日　1980　年　1　月　1　日 |
| 3 | 雇用(予定)期間等 | ☑ 無期　□ 有期　期間（有期の場合は雇用開始日から）　2012　年　4　月　1　日 ～　　年　　月　　日 |
| 4 | 本人就労先事業所 | 名称　(株)○△□　○○支店<br>住所　○○市○○4715－132 |
| 5 | 雇用の形態 | ☑ 正社員　□ パート・アルバイト　□ 派遣社員　□ 契約社員　□ 自営・内職従事者(個人事業主)　□ 非常勤・臨時職員　□ 役員<br>□ 会社役員　□ 会社役員等同居　□ 家族従業者　□ 内職　□ 業務委託　□ その他（　　） |
| 6 | 就労時間（固定制勤務の場合） | 月 ☑　火 ☑　水 ☑　木 ☑　金 ☑　土 ☑　日 □　所定労働時間 8　合計時間 40　月間 21.6 時間　0 分（1年間総時間 1440 分）<br>一月当たりの就労日数　月間 24 日　一週当たりの就労日数　週間 5 日<br>平日　8 時 0 分 ～ 17 時 0 分（うち休憩時間 60:00 分）<br>土曜　8 時 0 分 ～ 17 時 0 分（うち休憩時間 60:00 分）<br>日祝　時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分） |
| | 就労時間（変則勤務の場合） | 合計時間　□ 月間　□ 週間　時間 分（うち休憩時間 分）<br>就労日数　□ 月間　□ 週間　日<br>主な就労時間帯（シフト例）　時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分） |
| 7 | 就労実績（育休復帰の場合、時間短縮の有無・残業時間含む） | 年月　2024 年 7 月　24 日／月　216 時間／月<br>年月　2024 年 8 月　22 日／月　198 時間／月<br>年月　2024 年 9 月　23 日／月　207 時間／月 |
| 8 | 産前・産後休業の取得（取得予定を含む） | □ 取得予定　□ 取得中<br>期間　年　月　日 ～　年　月　日 |
| 9 | 育児休業の取得（取得予定を含む） | □ 取得予定　□ 取得中　□ 取得済み<br>期間　年　月　日 ～　年　月　日 |
| 10 | 産休・育休以外の休業の取得 | □ 取得予定　□ 取得中　□ 取得済み　理由　□ 介護休業　□ 病休　□ その他（　　）<br>期間　年　月　日 ～　年　月　日 |
| 11 | 復職(予定)年月日 | □ 復職予定　□ 復職済み　年　月　日 |
| 12 | 育児のための短時間勤務制度利用有無（取得予定を含む） | □ 取得予定　□ 取得中　期間　年　月　日 ～　年　月　日<br>主な就労時間帯（シフト例）　時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分） |
| 13 | 保育士等としての勤務実態の有無 | □ 有　□ 有(予定)　□ 無 |
| 14 | （雇用契約の）満了後の更新の有無 | □ 有　□ 有(予定)　□ 無　□ 未定 |
| 15 | 入所内定時 育休短縮可否 | □ 可　□ 可(予定)　□ 否 |
| 16 | 育休延長可否 | □ 可　□ 可(予定)　□ 否 |
| 17 | 単身赴任期間(予定含む) | 年　月　日 ～　年　月　日 |
| 18 | 備考欄 | |
| 19 | 保護者記載欄 | 児童名：東庄 碧子　生年月日：2024 年 4 月 2 日　施設名：○○保育園　□ 利用中 ☑ 申込中(第一希望)<br>児童名：東庄 翔太　生年月日：2022 年 3 月 3 日　施設名：○○保育園　☑ 利用中 □ 申込中(第一希望)<br>児童名：　生年月日：　年　月　日　施設名：　□ 利用中 □ 申込中(第一希望) |

## 切らずに金融機関に渡して、証明を受けてください

### 東庄町保育所保育料預金口座振替依頼書

令和８年１１月１１日

1　指定金融機関（〇）

| | |
|---|---|
| | 千　葉　銀　行　支店 |
| | かとり農業協同組合　支店 |
| | 佐 原 信 用 金 庫　支店 |
| | 京　葉　銀　行　支店 |
| | ~~千 葉 興 業 銀 行~~　支店 |
| | 銚 子 信 用 金 庫　支店 |
| | 銚子商工信用組合　支店 |

様

該当する金融機関に
〇印をつけて支店名を記入する

住　所　東庄町石出２６９２－４
保護者名　東庄　太郎
児童名　東庄　塔子

私が支払うべき東庄町保育所保育料については、下記の指定口座より口座振替としたいので依頼します。

1　指定預金口座

| ふりがな<br>口座名義人 | 届出印 | 預金の種類 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| とうのしょう　たろう<br>東庄　太郎 | 東庄 | 普通預金<br>当座預金 | １２３４５６７ |

2　振替金額　東庄町長が指定した特定教育・保育施設に係る利用者負担の金額

3　振替方法　翌月振替とする。

4　振 替 日　東庄町長が指定する日（休日の場合は翌営業日）

5　取扱期間　上記児童の施設利用期間中

注　1．本依頼書に記載した事項については、貴行（金庫・組合）所定の方法で引き落としのうえ、お振替下さい。この場合、普通預金規定または当座勘定規定の定めにかかわらず普通預金通帳及び同払戻請求書の提出または当座小切手の振出を省略します。
2．所定の振替日に預金残高が振替金額に満たないときは、私に通知する［illegible］連絡されても意義ありません。
3．この依頼書にもとづく取扱いについては、領収書等の発行は必要［illegible］
4．この預金口座振替契約は貴行（金庫・組合）が必要と認めた場合は、私［illegible］く解除されても意義ありません。なお、万一上記以外の事柄で問題が生じた場合には遅滞なくご相談し、貴行（金庫・組合）には迷惑や損害をかけません。

左右すべて記入する
ふりがなを忘れずに

→ こちらだけ金融機関から返していただいて、町へ提出してください

### 東庄町保育所保育料預金口座振替届出書

令和８年１１月１１日

東庄町長　様

住　所　東庄町石出２６９２－４
保護者名　東庄　太郎
児童名　東庄　塔子

東庄町特定教育・保育施設に係る利用者負担の支払については、下記の指定預金口座より口座振替としたいのでお届けします。
※特定教育・保育施設に係る利用者負担が３ヶ月以上未納になった場合は、東庄町長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付。以降制度改正があった場合は当該制度）の額から特定教育・保育施設に係る利用者負担の支払いに充てる旨を申し出ます。

1　指定金融機関（〇）

| | |
|---|---|
| | 千　葉　銀　行　支店 |
| | かとり農業協同組合　支店 |
| | 佐 原 信 用 金 庫　支店 |
| | 京　葉　銀　行　支店 |
| | ~~千 葉 興 業 銀 行~~　支店 |
| | 銚 子 信 用 金 庫　支店 |
| | 銚子商工信用組合　支店 |

利用する金融機関の窓口で
確認印をもらう

| 金融機関確認印 |
|---|
| |

2　指定預金口座

| ふりがな<br>口座名義人 | 届出印 | 預金の種類 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| とうのしょう　たろう<br>東庄　太郎 | 東庄 | 普通預金<br>当座預金 | １２３４５６７ |

2　振替金額　東庄町長が指定した特定教育・保育施設に係る利用者負担の金額

3　振替方法　翌月振替とする。

4　振 替 日　東庄町長が指定する日（休日の場合は翌営業日）

5　取扱期間　上記児童の施設利用期間中

●東庄町こども誰でも通園制度

# 東庄町

育休中でも利用OK

おうち以外の関わりで子どもの成長をサポート

# こども誰でも通園制度

保育園だからできるさまざまな体験

子育ての悩みを気軽に相談

すべてのこどもたちの育ちを応援する

新しい通園制度がスタート！

「保育園に通えるのは、おうちのかたが働いているから」
といったこれまでの条件にとらわれず、
子育て中のどんなご家庭もお子さんを
保育園や認定こども園に預けられるようになりました。



## 利用対象者

0歳6か月～満3歳未満の現在、
保育所等に通っていないすべてのこども。
（3歳誕生日の前々日まで利用可能）

## 利用料金

・ 1時間あたり300円程度
※施設により利用料は異なります。
※給食やおやつ等は実費負担がかかることがあります。

## 利用料金の減免額

・ 生活保護世帯 ･･･ 300円／時間
・ 町民税所得割課税合計が77,101円未満の世帯 ･･･ 200円／時間
※減免には申請が必要です。
減免額は令和8年度の金額です。

## 利用時間

月10時間の枠内で1回につき
1時間以上、30分単位で利用可能。

# 利用の流れ

## 利用申請

1

右記の2次元コードを読み込み、つうえんポータルにアクセス。
東庄町を選択し、利用申請をしてください。
※申請後、1週間から2週間ほどで認定証が町からお手元に届きます。
認定証を受領後、事前面談ができるようになります。

つうえんポータル

## 事前面談予約

2

つうえんポータルから施設との初回面談を予約。初回面談後、利用希望日時を予約します。

## 施設の利用

3

利用後は実施園に利用料をお支払いください。
※キャンセルする場合は、事前に施設に連絡してください。

# 実施施設について

| 施設名 | 住所 | 連絡先 |
|---|---|---|
| 笹川中央保育園 | 東庄町笹川い4714－235 | 0478－86－0027 |
| 橘保育園 | 東庄町今泉2006－1 | 0478－86－0538 |
| 神代保育園 | 東庄町平山1154 | 0478－86－5053 |

※全施設が「余裕活用型」を予定しています。在園児数の状況により、受け入れ枠が変わります。

# キャンセル時の利用料等の取扱い

| | 前日※1までのキャンセル | 当日※2のキャンセル |
|---|---|---|
| 利用料 | 発生しない | |
| 利用時間 | 減算しない | 予約時間分を減算 |

※1　前日は施設の開園日を基準とし、午後11時59分までを前日として扱います。
※2　お子さまの体調不良等、やむを得ない場合を除き、利用日直前の予約変更やキャンセルはなるべくご遠慮ください。連絡が無い場合は、上記「当日のキャンセル」として扱います。

# ご利用にあたっての注意事項

- 申込状況によっては、希望する日に利用できないことがあります。
- 送り迎えは保護者が責任を持っておこなってください。





【問い合わせ】健康福祉課　子育て支援係　☎0478-79-0792　東庄町石出2692-4
時間：8時30分-17時15分　保健福祉総合センター

# ★提出書類チェックリスト★

**●必ず提出が必要な書類**

| ☑ | 書類名 |
|---|---|
| ☐ | 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用申込書 |
| ☐ | 東庄町施設（事業）利用に係る調査票 |

**●保育の必要性の事由に応じた証明書類**

| 事由 | | 提出書類 | 父 | 母 | 祖父 | 祖母 | 同居人 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 就労 | 下記以外 | ●就労証明書 | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
| | 個人事業主 | ●就労証明書<br>●営業許可証・開業届・確定申告書のいずれかの写し | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
| | 農業従事者 | ●就労証明書<br>●確定申告書の写し | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
| 妊娠・出産 | | ●母子手帳の写し（出産予定児童のもの） | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
| 疾病・障害 | | ●申立書<br>●診断書・身体障害者手帳・療育手帳・自立支援医療受給者証等のいずれかの写し | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
| 介護・看護 | | ●申立書<br>●介護・看護を必要とする方の診断書・身体障害者手帳・療育手帳・自立支援医療受給者証等のいずれかの写し | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
| 災害復旧 | | ●罹災証明書 | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
| 求職活動 | | ●提出書類なし | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
| 就学 | | ●入学許可証または学生証<br>●時間割等の就学時間が確認できるもの | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |

**●状況に応じて必要な書類**

| 世帯の状況 | 提出書類 | 父 | 母 |
|---|---|---|---|
| 第3子以降の児童が入所するとき | ●第3子以降の利用者負担額等軽減申請書 | ☐ | |
| 令和9年4月1日において入所する児童が3歳未満のとき（町内金融機関+京葉銀行を希望の場合） | ●東庄町特定教育・保育施設に係る利用者負担預金口座振替届出書 | ☐ | ☐ |
| （ゆうちょ銀行を希望の場合） | ●自動払込利用申込書 | ☐ | |
| 令和8年1月1日で町外に住民登録がある方<br>（4～8月入所希望） | ●令和8年度の（非）課税証明書の写し | ☐ | ☐ |
| 令和9年1月1日で町外に住民登録がある方<br>（9～3月入所希望） | ●令和9年度の（非）課税証明書の写し | ☐ | ☐ |
| 令和8年1月1日で海外に住民登録がある方 | ●令和7年中の勤務先発行の海外での収入・所得を証明する書類 | ☐ | ☐ |
| 令和9年1月1日で海外に住民登録がある方 | ●令和8年中の勤務先発行の海外での収入・所得を証明する書類 | ☐ | ☐ |
| 町外へ単身赴任の方 | ●単身赴任先の市町村で発行される（非）課税証明書の写し | ☐ | ☐ |
| ひとり親家庭・ひとり親家庭に準ずる場合<br>（離婚裁判・調停中等）の場合 | ●児童扶養手当証書の写し<br>●離婚裁判・調停中であることを証明する書類 | ☐ | |
| 児童または児童と同一生計の方が障害者手帳等を所持している場合 | ●障害者手帳等の写し | ☐ | |
| 町外から転入予定で申請する場合 | ●転居先がわかる書類 | ☐ | |
| 生活保護を受給している場合 | ●生活保護受給証明書の写し | ☐ | |